

研究ノート

環境社会学は＜自然＞をどのように取り上げるのか？*

牧 野 厚 史**

本稿は「自然保護再考—青森県脇野沢村における『北限のサル』と『山猿』」（丸山康司『環境社会学研究』第3号 1997, 9）と「そこに住んでいない者の権利—奄美『自然の権利訴訟』の意義と課題—」（渡邊洋之『農学原論』第4号 1998, 3）という二つの論考をとりあげその論点を通じて、環境社会学の課題のひとつを考えてみたい。したがって、本研究ノートは、いわば「書評論文」という性格をもったものである。

今日の環境社会学は、環境破壊の仕組みや環境的イシュウに対する社会運動についての基礎的研究のみではなく、環境問題解決に向けた政策論的提言の必要性を強調するようになっている。なかでも自然環境保護問題は、今後、社会学による政策への貢献がもっとも期待されている分野の一つである。このような動向を反映して、環境社会学では自然環境保護問題における＜自然＞をどのように取り上げるのかが改めて問題とされるようになっている。（鬼頭秀一, 1995；関礼子, 1996；鳥越皓之, 1997）

この書評では、このような環境社会学研究の動向をふまえて、最新の論文を取り上げることにより、環境社会学が自然環境保護という問題を考えるときの視点を検討することにしたい。

検討するのは「そこに住んでいない者の権利—奄美『自然の権利訴訟』の意義と課題—」（渡邊洋之, 1998）と「自然保護再考—青森県脇野沢村における『北限のサル』と『山猿』」（丸山康司, 1997）という二つの論文である。これらの論文は、ともに自然環境保護問題を取り上げ、そのような問題の解決（政策）を指向している点で注目すべ

き研究である。にもかかわらず両者の間には環境問題を考える視点、すなわち＜誰にとって何が問題となっているのか＞という問い合わせに対する研究者自身の考え方の相違という点で対照的である。その点で、この二つの論文は、今日の環境社会学における自然環境保護問題研究の成果と課題を鮮明に示しているように思われる。

まず「自然保護再考—青森県脇野沢村における『北限のサル』と『山猿』」（丸山康司, 1997）の内容をみていくことにしたい。

自然保護運動は自然と人間との望ましい関係（共存）を想定して開発による環境破壊に対する異議申し立てを行ってきた。しかし、そこで想定されている自然のイメージは、かならずしも実際の人間－自然関係の経験から得られたものではない。それは人間にとて「肯定的な価値をもつもの」（丸山, 1997: 149）に限定されがちなのである。ところが丸山が自然災害や野生生物による農作物への被害の例をあげて説明するように、自然は人間にとてかならずしも「親和性」をもつものばかりではない。そのような人間－自然関係の中で地元の住民が抱え込む地域生活への「負荷」も含めて自然との「共存」という概念を再構築することは、はたして可能なことなのだろうか？

青森県の行政村脇野沢村の二つの集落における「猿害」への村民の対応過程を事例として、丸山はこの問い合わせようと試みる。丸山が注目するのは、サルによる農作物への被害を受けているにもかかわらず、村民がサルを生活空間から排除するのではなく、生活空間における共存を選択しているという事実である。事例地である脇野沢村で

*キーワード：自然保護、自然の本質規定、自然のイメージ

**甲子園大学兼任講師